

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 取引相場のない株式の評価 — 株式譲渡価格等がある場合 —



依田 孝子 [大森]

### はじめに

取引相場のない株式の時価は、原則として、財産評価基本通達（評価通達）により評価されますが、特別の事情がある場合に限り、他の合理的な評価方法により評価することができます。

今回は、納税者側が主張する配当還元価額及び従業員持株会等の買取価格が時価とは認められなかった判決と原処分庁が主張する鑑定評価額が時価と認められた裁判をご紹介します。

### I 創業家以外の相続に係る株式評価

平31.4.16神戸地裁判決  
（棄却）Z888-2325

#### < 事案の概要 >

原告は、父（亡乙）の相続によりF社の株式90万5848株（本件株式）を取得しました。原告は、本件株式の価額を類似業種比準方式（1株当たり313円）により評価して修正申告をした後、配当還元方式（1株当たり59円）により評価すべきであるとして、更正の請求をしましたが、認められなかったことから、本訴に及びました。

#### < 裁判所の判断 >

裁判所では、次の二つの争点について、いずれも原告の主張は認めず、本件株式の価額は、類似業種比準方式により評価すべきであるとしてしました。

#### 1 配当還元方式による評価の適否

① 原告は、創業家の丙グループ（議決権割合24.55%）及びこれに友好的又は従属的な株主であるG、戊グループ、I、J、F従業員持株会（本件持株会）によってF社が実質的に支配され、本件株式は専ら配当金を受領するために保有されていたことなどから、丙グループが評価通達188（2）にいう「中心的な同族株主」（議決権割合25%以上）と同視すべき特段の事情があるとして、同188-2を適用し、本件株式の価額は配当還元方式で評価す

べきである旨を主張する。

② しかし、G、I、J及び本件持株会は、丙グループによりその事業経営又は運営が支配されていたとはいえず、また、戊グループは丙グループと密接な親族関係にあったとはいえない。

③ そして、丙グループの中心人物である丙（F社の代表取締役、亡乙の兄）は、F社の取締役であった亡乙が死亡した後、その子である原告の保有するF社の株式により、同社の事業経営が左右される事態に陥ることを相当に懸念していたものと推認することができるから、本件株式は、客観的にみて、専ら配当金を受領するために保有される性質のものであったとはにわかに評価し難い。

④ また、原告は、亡乙が死亡した後、本件株式の一部を、本件持株会等に対し、1株当たり180円又は230円で売却したことからしても、本件株式の時価が1株当たり59円にとどまると評価することは困難というほかない。

#### 2 持株会等による買取価格の適否

① 原告は、本件持株会等の買取価格により、本件株式の価額を1株当たり180円から230円までの範囲内の金額で評価すべきである旨を主張する。

② しかし、本件持株会等の取引は、いずれも、買主が本件持株会又はF社の役員らという特定少数の者である上、買取金額の算定根拠が明らかでなく、その金額が客観的交換価値を体現したものであるとはにわかに認め難い。

③ 原告は、亡乙が死亡した当時、本件株式を含め、議決権総数の4.9%の株式を保有していた（保有割合は第3位）こと、同死亡の直前の期末（平成23年3月期末）当時、本件会社の株式の純資産価額は、1株当たり530円であったことが認められる。

④ そうすると、原告は、本件持株会等以外の第三者と交渉することにより、1株当たり230円を超える金額で本件株式を売却することのできた可能性がおよそなかったとはいえない。

### II 評価通達6の適用の可否

令2.7.8非公開裁判  
（棄却）F0-3-692

#### < 事案の概要 >

この事案は、審査請求人（請求人）が、相続により取得したA社の株式（本件株式）を評価通達に基づき類似業種比準価額により評価して相続税の申告をしたところ、原処分庁が、評価通達6《この通達の定めにより難しい場合の評価》を適用し、国税庁長官の指示を受けて評価した価額（K算定報告額）により更正処分等を行ったことから、争われたものです。なお、A社の全株式は、相続開始前、被相続人とB社が締結した譲渡契約の基本合意価格で、相続開始後、B社に譲渡されました。

#### < 審判所の判断 >

審判所では、次のとおり判断し、評価通達6の適用を適法としました。

① 評価通達に定める評価方法を画一的に適用することによって、適正な時価を求めることができない結果となるなど著しく公平を欠くような特別な事情があるときは、個々の財産の態様に応じた適正な「時価」の評価方法によるべきであり、評価通達6はこのような趣旨に基づくものである。

② 本件株式の1株当たりの価額と比較すると、通達評価額（8,186円）は、K算定報告額（80,373円）の約10%にとどまり、また、株式譲渡価格及び基本合意価格（105,068円）の約8%にとどまり、株式譲渡価格及び基本合意価格が通達評価額からかい離する程度は、K算定報告額よりも更に大きいものであった。

③ K社の算定報告が、株主価値の算定方法として採用したDCF法、株価倍率法及び取引事例法のいずれの算定過程にも不合理な点はない上、幅をもって算出されたそれぞれの評価結果の重複等を考慮しつつ、K算定報告額をもって本件株式の価額と結論付けたことは相当であるから、K社の算定報告

は適正に行われたものであり合理性が認められる。

④ 本件株式の通達評価額は、K算定報告額並びに株式譲渡価格及び基本合意価格と著しくかい離しており、相続開始時における本件株式の客観的な交換価値を示しているものとみることができず、相続開始時における本件株式の客観的な交換価値を算定するにつき、評価通達の定める評価方法が合理性を有するものとみることができない。

⑤ そうすると、本件株式については、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くと、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかというべきであり、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によって評価すべき特別な事情がある。

⑥ そして、株式譲渡価格及び基本合意価格をもって、主観的事情を捨象した客観的な取引価格ということではできないのに対し、K社の算定報告は、適正に行われたものであり合理性があることから、本件株式の相続税法第22条に規定する時価は、K算定報告額であると認められる。

### おわりに

平成31年4月16日神戸地裁判決は、控訴審（令和元年10月30日大阪高裁判決）でも維持されています。

TAINSで、上記の判決・裁判を検索する場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「取引相場のない株式」「特別の事情」「評基通6」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ  
TEL 03 (5496) 1195

会計事務所向けシステムなら

# MJS

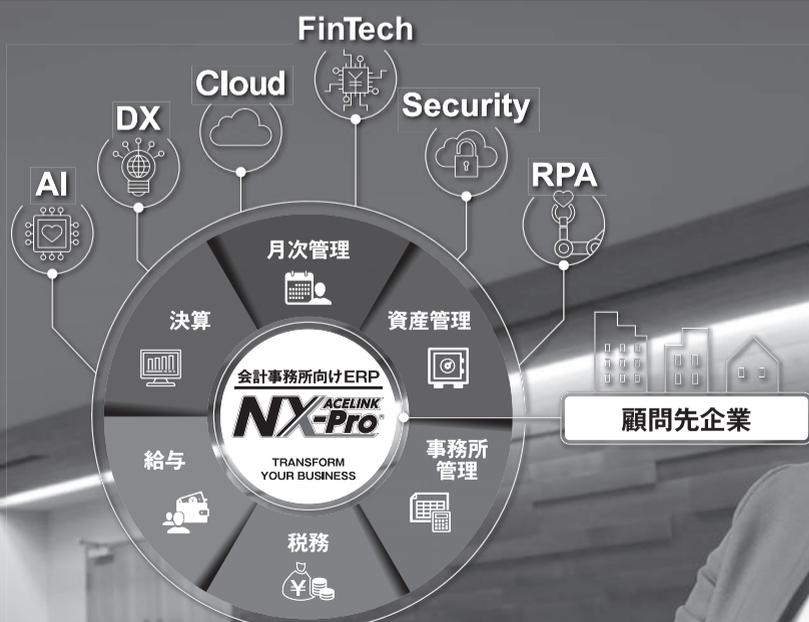
## ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業の間をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー  
株式会社ミロク情報サービス  
東証第一部上場（証券コード:9928）



MJS  
インフォメーション  
センター  
菊川 伶